

「こうべ油回収チャレンジ」回収場所の提供者 公募要領

本市は、2030 年前後の国際定期便就航が予定される神戸空港を擁しており、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、持続可能な航空燃料（SAF）の利用がその有力な手段の一つであると考えている。

また、家庭から排出される廃食用油を貴重な資源として活用し、資源循環の取組を推進するため、2024 年 10 月より、市内 4 か所において家庭系廃食用油の回収実証事業「こうべ油回収チャレンジ」（以下、「本事業」）を実施している。

この度、回収拠点の拡大による市民の利便性向上を目的に、広く回収場所を提供する事業者を募集するため、必要な事項を定めるものである。

1. 概要

（1）募集対象

以下、ア～ウに掲げる条件に全て該当すること。

ア 回収場所

- 神戸市内の店舗等において、家庭系廃食用油を一般に回収できる場所の提供を行うこと。
- 回収BOX等については、風雨に晒されず、火気のない場所に設置すること。また、回収BOX等設置店舗の閉店時には、一般市民が触れることができない場所とすること。
- 回収場所の維持管理については、応募用紙（様式第 1 号）提出後、本市と協議の上、「2. 応募手続きに関するスケジュール」で定める「確認書」を提出すること。また、回収場所の管理者を少なくとも 2 人以上設置すること。

イ 回収方法

- 市民が家庭系廃食用油をペットボトルに入れたものを、容器ごと回収BOX等で回収する方法とすること。
- 家庭系廃食用油の回収主体は本市となり、回収した廃食用油は、SAF その他バイオマス燃料の原料としてリサイクルする。本事業のリサイクル業者（本市が契約）は、原則 2 週間に 1 回の頻度で廃食用油を回収予定であり、これに応じること。

ウ その他

- 本市が用意する事業啓発ポスターを回収場所付近に掲示すること。
- 回収場所については本市ウェブサイト上で公表することを予定している。
- 本市から問合せなどの協力依頼を行う場合がある。
- 本事業の趣旨に沿わない回収方法が確認された場合には、提供者の対象から除外する。

（2）回収BOXの貸出等

- 本市が所有する回収BOXの貸出を希望する事業者は、応募用紙（様式第 1 号）に記載の上、本市との協議で確定した数の回収BOXを無償で借用することができる。
※回収BOXの数には限りがあり希望の個数に沿えない場合がある。
- 回収BOXの管理方法や貸出期間等については、確認書で定めることとする。
- 提供者に、事業周知に関するポスターを配布する。

(回収BOXの仕様)

大きさ：幅 50cm×奥行 45cm×高さ 113cm

投入時の落下音を緩和するクッション材入り

最大容量 60ℓ (500ml ボトル約 100 本分)



(ポスターの仕様)

A2 サイズ



(3) 事業協力期間

確認書受理後 ～ 2026 年 3 月 31 日 (予定)

※2025 年 5 月上旬以降から、順次回収を開始予定

※本事業にご協力いただける事業者については、本市 HP 等で広く PR を行う予定

2. 応募手続きの流れ

(1) 以下の書類を提出 (2025 年 3 月 19 日 (水) ～ 2025 年 4 月 23 日 (水))

- ・ 応募用紙 (様式第 1 号)
- ・ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 (様式第 2 号)

※提出方法

本要領「4 (2) 問い合わせ先」のメールアドレスへ電子メールで送付すること

(2) 回収場所や頻度、回収BOXの個数等について本市と協議

(注) 本市との協議の結果、「1. (1) 募集対象」に合致しないと判断できる場合には、本事業の回収拠点設置をお断りさせていただく場合がある。

(3) 本市が指定する「確認書」を提出 (別紙参考)

3. 応募資格

次に掲げる条件に該当すること。

- (1) 当該業務の実施に必要な組織、人員、設備、技術・能力等を有していること。
- (2) 神戸市内に本社又は営業店舗等を有していること。
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている事業者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。

4. その他

(1) 情報公開について

提出書類等は、候補者の選定後、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(2) 問い合わせ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 3 階

神戸市環境局脱炭素推進課 企画推進担当

電話：078-595-6088

メールアドレス：energy@city.kobe.lg.jp

受付時間：土日祝日を除く平日 9 時 00 分～17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く）